

令和4年9月27日 地域創生部

地域創生課地域支援·過疎係

内線:2776

特定地域づくり事業協同組合の認定について

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律に基づいて、みなかみ町特定地域づくり事業協同組合を、本県で初めて特定地域づくり事業協同組合に認定しました。なお、認定証の授与式を10月14日(金)に開催いたします。

1 特定地域づくり事業協同組合制度

- 特定地域づくり事業協同組合制度は、人口急減地域において、地域の仕事を組み合わせて通 年の仕事を創出し、安定した雇用環境や一定の給与水準を確保することで、地域の担い手の 確保を図るために創設された制度です。
- 都道府県知事が一定の要件を満たすものとして認定した事業協同組合が、労働者派遣法の特例措置(本来許可が必要な労働者派遣事業を届出のみで実施可能)や、組合運営費について財政支援を受けることができます。

2 認定された特定地域づくり事業協同組合について

(1) 名称

みなかみ町特定地域づくり事業協同組合(群馬県利根郡みなかみ町湯原809番地6)

理事長 :渡辺 一彦

(2) 認定日及び有効期限

認定日 : 令和 4年9月27日

有効期限: 令和 14年9月26日(認定日から10年間)

(3)活動地区

群馬県利根郡みなかみ町

(4) 事業概要

数名の移住者を雇用し、町内の組合員(宿泊・飲食・介護・アウトドア事業者等)に労働者 派遣法に基づく職員派遣を行う。

3 認定証授与式について

以下の通り、みなかみ町特定地域づくり事業協同組合に対して認定証の授与式を開催します。

開催日時 : 10 月 14 日(金)9:45~(45 分程度を予定)

場 所 : みなかみ町中央公民館 3F 大会議室(みなかみ町後閑 321-1)

概 要 : 1. 認定証の授与(フォトセッション)

2. 制度概要の説明

3. みなかみ町特定地域づくり事業協同組合の活動計画の説明

4. 質疑応答 など

※プログラムは変更になる場合があります。

プレス申込:10 月 12 日(水)までに、以下アドレスまでご一報ください。

office-sousei@town.minakami.gunma.jp

※メール件名に【特定地域づくり事業協同組合】と記載ください。







